

大館市公募型指名競争入札公告

次のとおり入札参加希望者を公募する。

令和6年5月8日

大館市長 福原 淳嗣

1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 件 名 | 空気呼吸器用ポンベ |
| (2) 納入又は実施場所 | 消防本部警防課 |
| (3) 納入期限又は期間 | 令和6年11月29日 |
| (4) 入 札 方 法 | 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもつて落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 主な仕様

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 発注所管課 | 消防本部警防課 |
| (2) 業務種別 | 物品調達 |
| (3) 主な仕様 | 本公告4ページ以降で示す仕様書による。 |

3. 入札予定年月日

令和6年5月24日（金）

4. 入札等に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度大館市有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に物品調達業者として登載されていて、「**消防器具・保安標識**」を取扱い品目として申請している者であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該項目について入札参加資格の再認定を受けていくこと。
- (3) 本公告日現在、**大館市内に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し**、当該営業所が有資格業者名簿に登載されていること。
- (4) 当該物品を調達する際に特別な資格等を有する場合、当該業務を施行する際に特別な資格等を有しなければならない場合、その資格等を有すること。
- (5) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

5. 入札参加申込等

- (1) 入札に参加しようとする者は、仕様書等を確認のうえ、入札参加申込書を持参により提出しなければならない。
- (2) 入札参加申込書等の提出期間等
- | | |
|--------|--|
| ① 受付期間 | 令和6年5月8日（水）から 令和6年5月14日（火）まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く) |
| ② 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| ③ 受付場所 | 総務部契約検査課 |
| ④ 提出部数 | 1部 |

6. 指名等に関すること

- (1) 入札参加申込書を受理したときは、受付票を交付する。
- (2) 申込書等の審査の結果適格と認められ、指名業者とされたものについては、郵送をもって通知する（通知書発送予定日：令和6年5月17日（金））。
- (3) 入札参加申込書等の審査の結果、指名されない場合がある。その場合には、指名されなかった申込書提出者に対して、指名しなかった旨を書面（以下、「非指名通知」という。）により通知するものとする。
- (4) (3)の非指名通知を受け、指名されなかったことに対して不服のある者は、大館市長（以下「市長」という。）に対して指名しなかった理由及びその説明（以下「非指名理由等」という。）を求めることができる。
- (5) (4)の非指名理由等を求める場合には、通知した翌日から起算して7日（大館市の休日を定める条例（平成2年条例第11号）第1条に規定された休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、その旨を記載した書面を提出すること。
- (6) (5)の書面は、持参するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (7) 非指名理由等を求められたときは、非指名理由等を求めることができる最終日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により回答する。
- (8) (5)の書面の提出先及び提出時間は、次のとおりとする。
- | | |
|--------|---------------------------------|
| ① 受付窓口 | 大館市役所 総務部契約検査課 0186-43-7039（直通） |
| ② 提出時間 | 午前9時から午後5時まで（休日を除く。） |

7. 再苦情申立てに関する事項

- (1) 市長からの非指名理由等に不服がある者は、非指名理由等に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の申立てについては、市長が速やかに大館市適正入札等・契約推進委員会（以下「委員会」という。）に付託し、委員会が審議するものとする。
- (3) 再苦情の申立てに関する手続等を示した書類等の配布及び再苦情の提出先と提出時間は、6の(8)のとおりとする。

8. 仕様書等を示す場所及び期間並びに仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 本発注に係る仕様書等は、本公告で示すとおりである。ただし、印刷物に限り仕様書及び見本を閲覧の方法でも示すものとする。
- なお、競争入札等心得並びに入札等参加に当たっての留意事項については、大館市契約検査課のホームページにおいても公表するものとする。
- （ホームページアドレス https://www.city.odate.lg.jp/ex/keiyaku_kensa/）
- | | |
|---------|-------------------------------|
| ① 閲覧場所 | 大館市役所 総務部契約検査課 |
| ② 閲覧期間等 | 令和6年5月8日（水）から入札日の前日まで（休日を除く。） |
| ③ 閲覧時間 | 午前9時から午後5時まで |
- (2) 仕様書等に対する質問及び回答
- ① 仕様書等に対する質問は、申込書等の提出期限までに、簡易なものを除き、市長に対し文書で行うこと。質問書の様式は任意とする。

- ② 質問書の受付については、大館市総務部契約検査課において行う。
- ③ 文書による質問に対する回答は、質問書が提出されてから速やかに書面（以下「回答書」という。）により行う。また、提出された質問書及び回答書は(1)に定める閲覧等の方法により、他の申込者に対しても周知を図るものとする。

9. 契約締結時期等

契約締結時期は、入札等実施日から 7 日以内とする。

10. その他

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しない。なお、入札参加申込書等は、情報公開条例に基づく申請による場合を除き公表しないものとし、また無断で他に使用することはしない。
- (2) 上記 6. (3) の非指名通知を受けた者及び上記 4 に掲げる条件を満たすことができなくなった者のした入札、及び申込書等に虚偽の記載等不正の行為をした者のした入札は無効とする。
- (3) 入札申込書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本発注の指名業者としないとともに、指名停止措置をとることがある。
- (5) 契約期間若しくは納期は、事情により変更することがある。
- (6) 入札等参加者は、仕様書等を熟知し、入札等心得及び入札等にあたっての留意事項を遵守すること。

11. 問い合わせ先

大館市総務部契約検査課契約係（所在 大館市役所 0186-43-7039）

空気呼吸器用ボンベ 仕様書

1 購入物件 空気呼吸器用ボンベ

2 規格等

株式会社重松製作所 空気呼吸器用高圧空気容器 ブルネッカ一 730CⅢAZ

- ・材質：カーボン繊維製FRP-アルミニウム合金製
- ・内容積：6.8L
- ・携行空気量：1,840L
- ・質量（容器単体3.6kg、総重量6.1kg）
- ・寸法（容器外径171mm、容器長さ444mm）
- ・最高充填圧力：29.4Mpa

3 数量 4本

4 条件等

- ・ボンベの製造年月日は、2024年4月以降製造のものとすること。
- ・ボンベカバーを取り付けること。
- ・納入にかかる一切の費用を含むこと。
- ・納入本数（4本）分の廃棄料を含むこと。
- ・納入時、満充填であること。

5 納入場所 消防本部警防課

6 納入期限 令和6年11月29日

7 同等品の可否 不可。現在使用している空気呼吸器本体と同一メーカーにすることで、不具合発生時の対応を迅速に行えるようにするとともに、使用方法や取り扱い注意点の統一を図るため。

8 担当者 消防本部 警防課警防係 安藤・笹川
TEL 0186-43-4151

入札書

十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

件名

空気呼吸器用ポンベ

大館市競争入札契約心得及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

(入札者) 所在地

商号又は名称

氏名

印

代理人

印

大館市長

様

(注意) 上記入札金額に消費税率及び地方消費税率を乗じた額を加算した金額を契約金額とする。